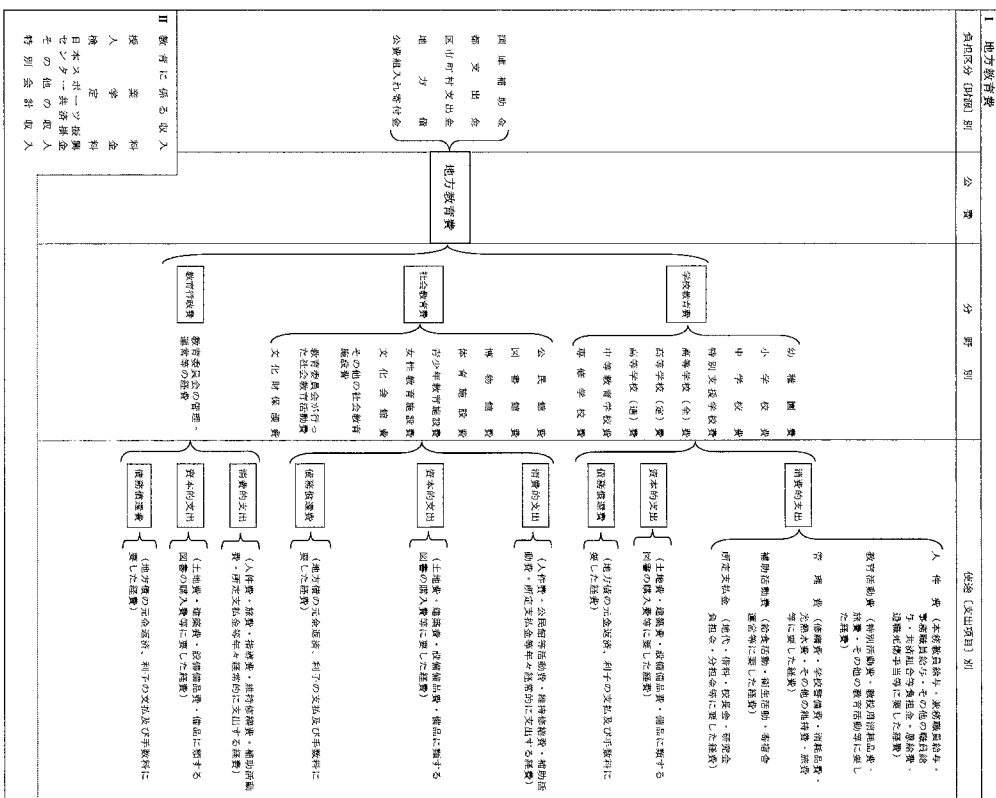


<p>⑤ 都立学校授業料等徴収システム</p> <p>都立学校の授業料等の徴収を行うための全校統一のシステムである。主な機能は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学申請の入力</li> <li>・変更内容の入力</li> <li>・納付書再発行</li> <li>・収納管理</li> <li>・還付処理</li> </ul> <p>⑥ 都立図書館情報システム</p> <p>資料(図書、雑誌等)の収集・整理等の業務系と利用者の検索・閲覧等のサービス系の両方を含むシステムである。大規模公共図書館向けパッケージソフトに都立図書館が必要とする機能をカスタマイズし、第3期のコンピュータシステムとして、平成23年12月から稼働している。サブシステムとして、学術ポータルサイトがある。</p>	<p>V 東京都(区市町村を含む)の学校教育費等の状況について</p> <p>1. 東京都(区市町村を含む)の教育費総額及び学校教育費について</p> <p>(1) 教育費総額について</p> <p>① 教育費総額の体系と推移について</p> <p>文部科学省では、「地方教育費調査」により、地方公共団体の支出した「教育費」を調査しており、区市町村を含む都の教育費総額は、「学校教育費」、「社会教育費」及び「教育行政費」から構成されている。これらの構成は、都の予算区分とは異なる。これらの定義を示すと以下のようなになる。</p> <p>学校教育費は、地方公共団体が公立の幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校における学校教育活動のために支出した経費をいう。</p> <p>社会教育費は、地方公共団体が条例により設置し、教育委員会が所管する社会教育施設の経費及び教育委員会が行った社会教育活動のために支出した経費をいう(体育・文化関係、文化財保護を含む)。</p> <p>教育行政費は、地方公共団体が教育委員会事務局(所管の教育研究所等を含む。)の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費をいう。</p> <p>これらの教育費総額を体系化したものが、図A5-1-1である。</p>
---	---

図 A5-1-1 地方教育費調査（＝教育費総額）の構成

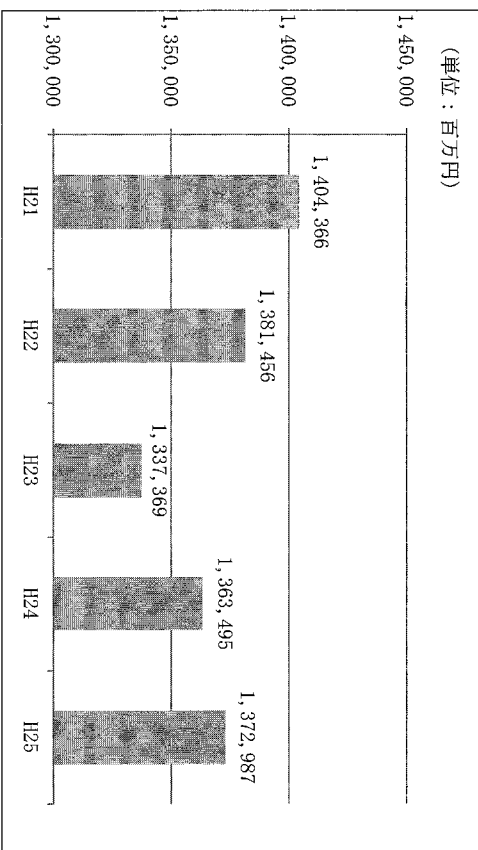


（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より抜粋）

以下においては、都の財源等を他団体と比較することの必要性があることから、本報告書作成時点の最新版「地方教育費調査報告書」に基づいて検討することとした。

まず、都の教育費総額（公費）の過去5年間の推移はグラフA5-1-1のとおりである。

グラフ A5-1-1 過去5年間の教育費総額の推移



（都教育委員会の「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

このように推移を見ると、年度によって教育費総額が増減していることが分かる。この推移を分野別・財源別・使途別内訳で表したものが表A5-1-1である。

表 A5-1-1 教育費総額の分野別・財源別・使途別内訳の経年比較

分野別	（単位：百万円）				
	H21 金額	H22 金額	H23 金額	H24 金額	H25 金額
教育費総額	1,404,366	1,381,456	1,337,369	1,363,495	1,372,987
学校教育費	1,171,751	1,156,468	1,115,466	1,110,461	1,111,219
社会教育費	148,427	139,814	139,533	170,105	172,464
教育行政費	84,187	85,173	82,370	82,928	89,303
国庫補助金	159,844	140,108	131,690	133,086	131,241
都支出金	649,088	672,535	632,899	640,647	664,468
区市町村支出金	561,489	531,525	522,697	537,254	536,809
地方債	33,766	37,003	49,996	52,208	40,424
公費租入等交付金	176	284	85	298	43
消費的支出	1,087,255	1,082,907	1,071,138	1,099,890	1,096,595
資本的支出	223,340	186,946	193,652	178,289	170,799
債務償還費	93,770	111,602	72,579	85,315	105,592

（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

平成 21 年度から平成 23 年度までの教育費総額の変動は、分野別に見ると学校教育費の変動による影響であり、使途別に見ると平成 22 年度は資本的支出が、平成 23 年度は債務償還費の変動が影響していることが分かる。この点について都に質問したところ、「平成 22 年度の資本的支出の減少は、平成 22 年度開校の小・中学校が多く、その建築・収容費が平成 21 年度に集中したためであり、その反動で次年度との差が大きかったと考えられる。また、平成 23 年度の債務償還費は、都債の償還満期に当たったものが少ないためであり、学校教育費もこれに比べて減少していると考えられる」との回答であった。

平成 24 年度の教育費総額の変動は、分野別に見ると社会教育費の変動による影響であり、使途別に見ると消費的支出の変動が影響していることが分かる。この点について都に確認したところ、「平成 24 年度に練馬区で組織改正があり、首長部局の生涯学習関連事業が教育委員会に移管されたことが挙げられる」との回答であった。

平成 25 年度の教育費総額の変動は、分野別では教育行政費の変動による影響であり、この点について都に質問したところ、「平成 25 年度に文京区で新規に学校施設建設整備基金の積立が始まったためと考えられる」との回答を得た。使途別には、債務償還費の変動が影響していることが分かる。

債務償還費の変動について都に質問したところ、「東京都では、市場公募債について、満期一括償還を行っている。そのため、満期一括償還時期には、非常に多額の償還があり、年度間での変動が大きくなる。また、都債は平成 10 年 10 月以降、繰り上げ償還条項を撤廃しており、それ以前の都債についても、これを行うことはない。」との回答を得た。

② 教育費総額の内訳について

次に、平成 25 年度の教育費総額 1 兆 3, 729 億 8, 774 万円の内訳別・財源別・使途別内訳を表 A5-1-2 である。教育費総額を分野別に見た場合は学校教育費が全体の約 8 割を占めており、また財源別に見た場合は都支出金及び区市町村支出金の合計が約 9 割を占めていることが分かる。

表 A5-1-2 平成 25 年度教育費総額の分野別・財源別・使途別内訳

(単位：百万円)

	金額	構成比
教育費総額	1, 372, 987	100. 0%
分野別		
学校教育費	1, 111, 219	80. 9%
社会教育費	172, 464	12. 6%
教育行政費	89, 303	6. 5%
財源別		
国庫補助金	131, 241	9. 6%
都支出金	664, 468	48. 4%
区市町村支出金	536, 809	39. 1%
地方債	40, 424	2. 9%
公費組入れ寄付金	43	0. 0%
使途別		
消費的支出	1, 096, 595	79. 9%
資本的支出	170, 799	12. 4%
債務償還費	105, 592	7. 7%

(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

㊦ 都民所得に対する教育費の負担比率について

それでは、都民 1 人当たりの所得に占める教育費の割合は、どのくらいであろうか。この点、本報告書作成時点で入手可能な各都道府県民所得金額データが平成 24 年度までであったため、これを用いて推計したものが表 A5-1-3 である。

表 A5-1-3 都民所得に対する教育費の負担比率

	平成 24 年度
都民所得 (単位：百万円)	58,515,600
人口 (人)	12,699,271
1 人当たり都民所得 (単位：千円)	4,607
教育費総額 (単位：百万円)	1,363,495
人口 (人)	12,699,271
1 人当たり教育費 (単位：千円)	107
1 人当たり都民所得に対する教育費の負担比率 (%)	2.3

(注記) 記載の資料より監査人が作成

(注 1) 都民所得は、「平成 24 年度県民経済計算について」(内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部

平成 27 年 6 月 3 日) を利用している。

(注 2) 東京都の人口については、平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による人数

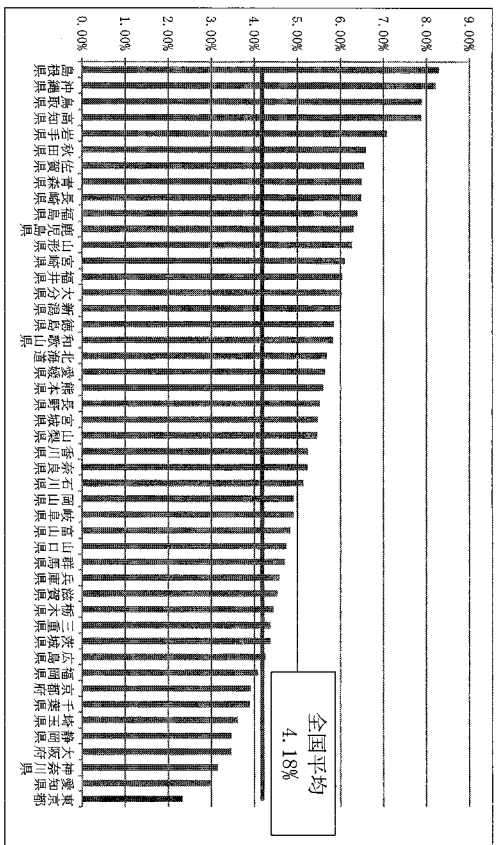
(注 3) 1 人当たり都民所得 (都民所得÷人口)、1 人当たり教育費 (教育費総額÷人口) により算定している。

(注 4) 1 人当たり都民所得に対する教育費の負担比率 (1 人当たり教育費÷1 人当たり都民所得×100) により算定している

表 A5-1-3 は監査人が推計したものであるが、都教育委員会も「地方教育費調査報告書」により、「都民所得に対する教育費の比率」を開示している。この報告書によれば、平成 21 年度からの 4 年間の比率は、2.3%から 2.4%で推移している。これは、都民所得に対する教育費の比率が 4 年間で大きく変動していないことを示しており、監査人による推計値と大きな乖離は無かった。

ここで、都民所得に対する教育費の比率を他の道府県と比較したがグラフ A5-1-2 である。

グラフ A5-1-2 都道府県民所得に対する教育費の比率



(内閣府経済社会総合研究所「平成 24 年度県民経済計算について」より監査人が作成)

(注 1) 算定式 (各都道府県の教育費総額÷各都道府県民所得×100)

(注 2) 各都道府県民所得は、内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部「平成 24 年度県民経済計算について」で公表している金額を使用している。

グラフ A5-1-2 のとおり、都民所得に対する教育費の比率は全国で一番低いことが分かる。その理由は、表 A5-1-4 を見れば明らかである。すなわち、区市町村を含む都の「教育費総額」が全国平均の 4 倍であるにもかかわらず、都民「所得」が全国平均の 7 倍の水準にあることから、結果として都民所得に対する教育費の比率が全国で一番低い結果となつていいると考えられる。

表 A5-1-4 東京都と全国平均との比較

	教育費総額	都道府県民所得
全国平均	337,374	8,063,112
東京都	1,363,495	58,515,600
倍率	4.0 倍	7.3 倍

(単位：百万円)

(内閣府経済社会総合研究所「平成 24 年度県民経済計算について」より監査人が作成)

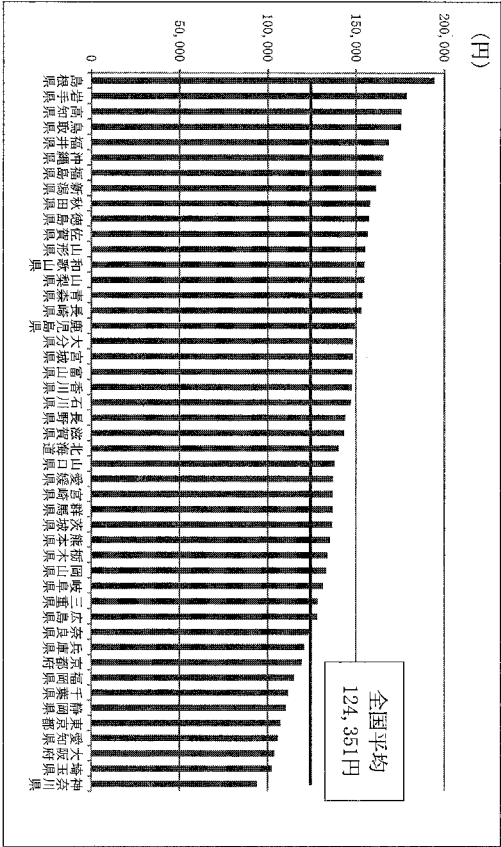
(注 1) 全国平均は、都道府県民所得及び各都道府県の教育費総額の合計を 1 都 1 道 2 府 43 県の合計 47 で除した数値である。

(注 2) 倍率の算定式 (東京都÷全国平均)

④ 都道府県別の1人当たり教育費負担額について

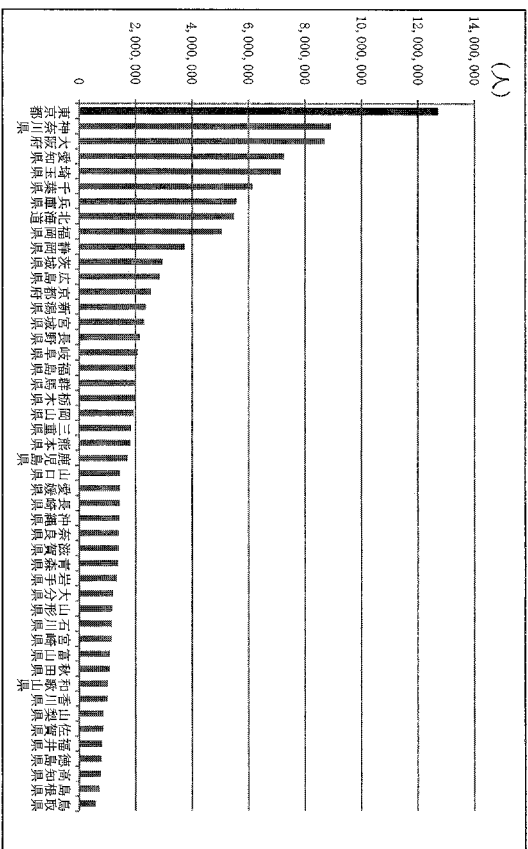
それでは、都道府県別の1人当たりの教育費負担額はどのような状況であろうか。この点を比較したのはグラフA5-1-3である。

グラフA5-1-3 都道府県別1人当たり教育費負担額



グラフA5-1-3のとおり、都の人口1人当たりの教育費負担額は、107,368円である。他の道府県の1人当たり教育費と比較した場合、都は1人当たり教育費の金額が少ない方から5番目であり、全国平均を下回る数値となっている。総務省統計局は、平成26年に「地方教育費調査-平成25会計年度-統計表一覧」を公表しているが、中間報告となっているため、平成24会計年度の公表数値を使用している。

グラフA5-1-4 都道府県別人口数



グラフA5-1-4を見ても分かるように、都は他の道府県と比べると人口総数が格段に多いため、都の人口1人当たりの教育費は、他の道府県のそれと比べて低い結果になるものと考えられる。

また、1人当たり都民所得(4,607千円)が全国の都道府県民所得のうち最も高い結果となっているが、人口1人当たりの教育費負担額で見れば、都道府県ごとで大きな格差が生じていないものと考えられる。

なお、以上の検討については、公費のみを対象としており、保護者が負担する私費負担が含まれていないことを申し添える。

(2) 学校教育費について

① 学校教育費の内訳について

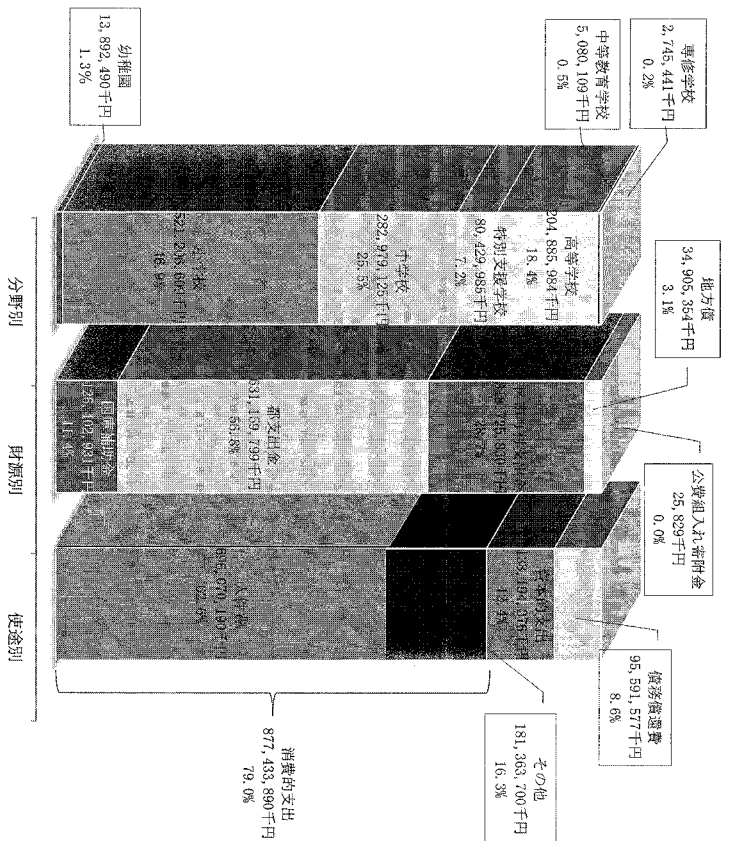
平成25年度における都及び都内区市町村の教育費の総額(公費)は、1兆3,729億8,774万円である。このうち、学校教育費が約8割(1兆1,112億1,974万円)占めている。

そこで、学校教育費を分野別に見ると、小・中学校が約7割、都立学校(高等学校、中等教育学校、専修学校、特別支援学校)が約3割となっており、区市町村の教育委員会が所管する小・中学校に関連する支出が大部分を占めていることが分かる。これは、学校数に比例しているものと考えられる。

一方、学校教育費を用途別に見てみると、人件費が約6割を占めており、学校教育においては教職員数の変動が大きく教育費に影響することが分かる。

さらに、学校教育費を財源別に見ると、都支出金が約6割、区市町村支出金が約3割と、区市町村を含む東京都の独自財源が約9割を占めていることが分かる。これは、財源的な特徴の一つであるとも言えるが、都は、国からの地方交付税が交付されない、いわゆる不交付団体であるがために、他の道府県と異なり、必然的に都民負担が大きくなると考えられる。

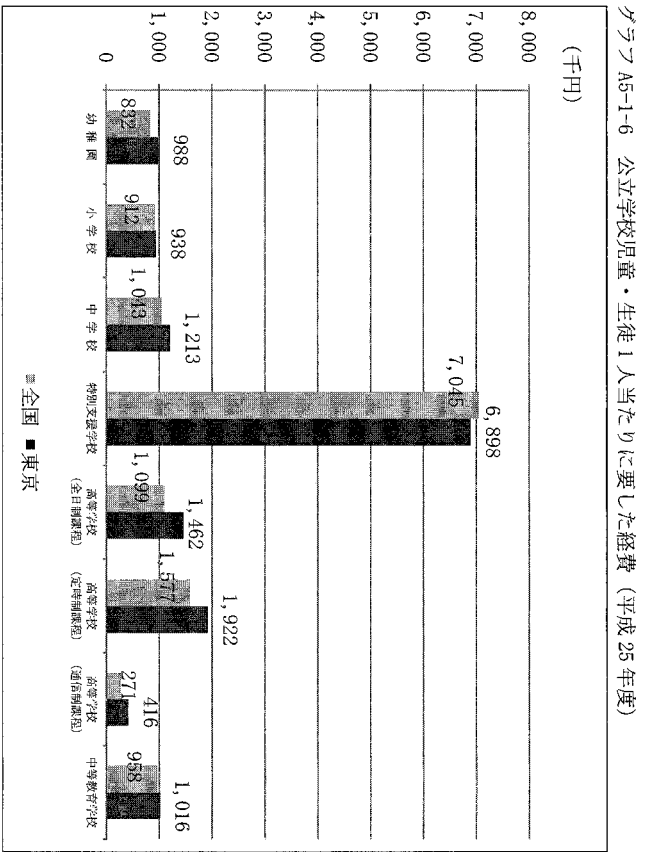
グラフ A5-1-5 学校教育費の分野別・使途別・財源別内訳表



(都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成)

② 公立学校児童・生徒1人当たりの経費について

区市町村を含む都の平成25年度における公立学校児童・生徒1人当たりに必要な経費は、グラフA5-1-6のとおりである。

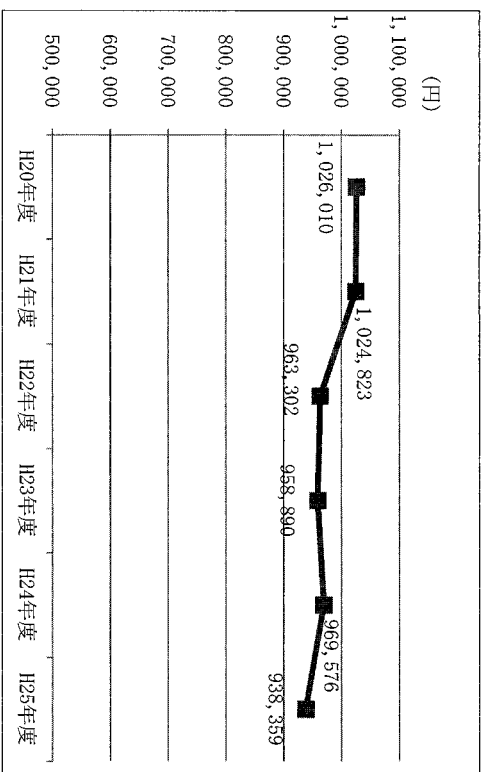


グラフA5-1-6のとおり、都が全国平均と比べて金額が大きいことが分かる(特別支援学校を除く)。この理由を教育庁に質問したところ、「都は、全国と比べ教員1人当たりの児童・生徒数が多いにもかかわらず、児童・生徒1人当たりの教育費が高くなっている。これは、学校教育費のうち、大きな割合を占める教員の給与が、他の業種と同じく、全国に比べて高い水準にあるためである」とのことである。

次に、小・中学校などの別に生徒1人当たりに必要な経費の経年比較を見ると次のとおりである。

グラフA5-1-7 <小学校>

公立学校児童1人当たりに必要な経費の経年比較 (平成20年度～平成25年度)

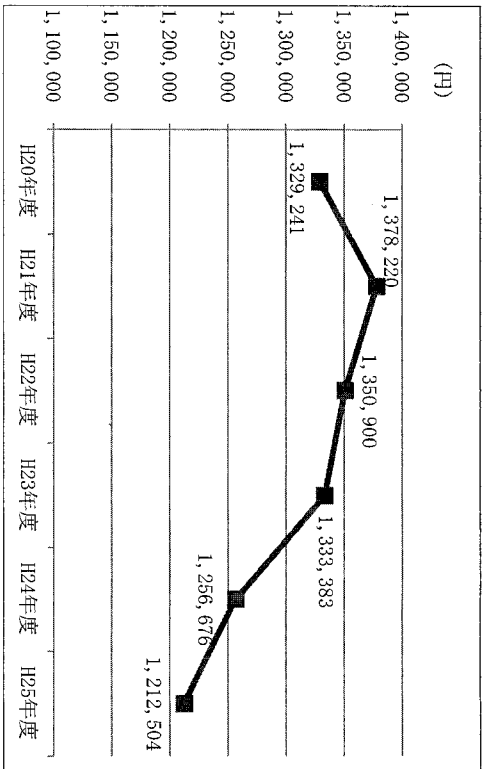


グラフA5-1-7<小学校>において、公立小学校の児童1人当たりに必要な経費の経年比較を見ると、一番経費の高い平成20年度と一番経費の低い平成25年度を比較した場合、87,651円の差が生じている。ただし、全体で見ると、若干減少傾向にあるものの、おおむね95万円で推移しており、大きな変動はないものと考えられる。

なお、都が、平成7年12月に公表している「都立(高校)白書」によれば、平成5年度の公立学校児童・生徒1人当たりに必要な経費は、小学校が1,025,686円となっており、20年前と比較しても大きな変動がないと考えられる。

グラフ A5-1-8 <中学校>

公立学校生徒1人当たりに必要な経費の経年比較（平成20年度～平成25年度）



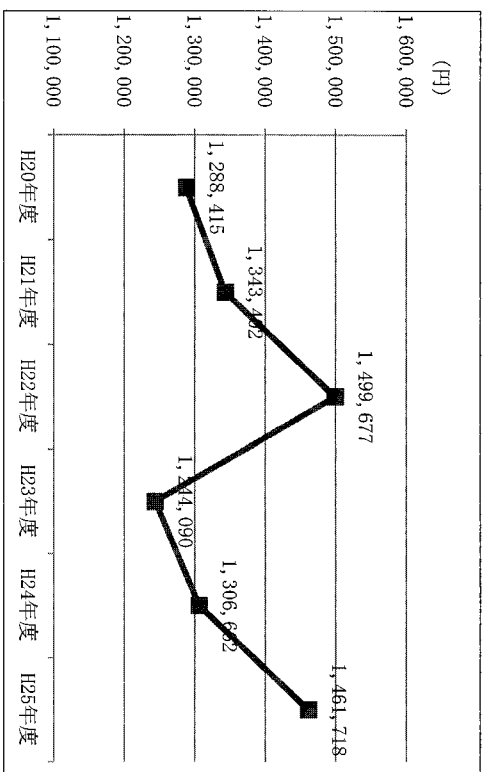
（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-8<中学校>において、公立中学校の生徒1人当たりに必要な経費の経年比較を見ると、一番経費の高い平成21年度と一番経費の低い平成25年度を比較した場合、165,716円の差が生じている。その原因は、平成21年度の資本的支出のうち建築費が平成25年度のそれと比較して約182億64百万円多く発生していること、生徒数が平成21年度より平成25年度の方が多いにもかかわらず、平成21年度の消費的支出のうち人件費が平成25年度のそれと比較して95億28百万円多く発生していることなどが考えられる。

なお、公立中学校の生徒1人当たりに必要な経費の経年比較を全体的に見れば、減少傾向にあるものと考えられる。

グラフ A5-1-9 <高等学校（全日制）>

公立学校生徒1人当たりに必要な経費の経年比較（平成20年度～平成25年度）



（都教育委員会「地方教育費調査報告書」より監査人が作成）

グラフ A5-1-9<高等学校（全日制）>において、公立学校生徒1人当たりに必要な経費の経年比較を見ると、年度ごとに大きく変動しており、一番経費の高い平成22年度と一番経費の低い平成23年度を比較した場合、255,587円の差が生じている。

そこで、その原因を把握するため、各年度の学校教育費の支出項目を見てみると、表 A5-1-5のとおり、債務償還費の支出額の多寡に比例して、1人当たりに必要な経費の金額が変動していることが分かる。